

小牧市放課後子ども総合プラン に関する提言書（案）

令和 2 年 10 月
小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会

1. はじめに

少子高齢化や核家族化など、子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年3月に文部科学省及び厚生労働省から連名で「放課後子どもプラン」の創設が示され、各市町村において教育委員会と福祉部局が連携して放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に、あるいは連携して実施することとされました。

その後、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が両省において策定され、平成31年度末までに放課後児童クラブにおいて約30万人分の受け皿を新たに整備するとともに、一体型で実施する放課後子ども教室と放課後児童クラブを1万箇所以上整備することなどが示されました。

また、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備などを行うこととして、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されるなど、近年、国においては放課後児童対策が強く推進されているところです。

小牧市につきましても、放課後児童クラブの計画的な整備や、一部の放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童が参加するなど、放課後児童対策が推進され、また、児童の放課後のあり方に関する検討が実施されるなどの取り組みが行われているところですが、放課後子ども総合プランの実施にあたっては、放課後子ども教室、放課後児童クラブとともに人材確保や活動場所の確保などの課題を抱えている中で、実現可能で実効性のある方策が推進されることが望まれます。

小牧市の放課後子ども総合プランについては、本提言を参考に、十分な検討を経て実施されることを期待します。

2. 小牧市放課後子ども総合プランの導入に係る検討について

小牧市においては、平成26年7月に国が策定しました「放課後子ども総合プラン」、及び平成30年9月に国が策定しました「新・放課後子ども総合プラン」に対して、下表のとおり検討が実施されています。

【経緯】

日程	内容
平成30年6月	小学生児童の放課後のあり方について、小牧市こども・子育て会議に専門部会「児童の放課後のあり方に関する検討部会」を設置
令和元年6月	児童の放課後のあり方に関する検討部会より、「児童の放課後のあり方に関する提言書」が提出される
令和元年7月	「小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会」を設置
令和2年2月	令和3年度からのモデル事業を小牧、光ヶ丘小学校で実施することを決定)
令和2年10月	小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会より、「小牧市放課後子ども総合プランに関する提言書」を提出

この提言は、「児童の放課後のあり方に関する提言書」を受け、児童クラブ、放課後子ども教室、学校、地域及び児童福祉関係者で、小牧市で放課後子ども総合プランを実施するための方策を検討した結果をまとめたものです。

【小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会】

- ・令和元年度から令和2年度の間に延べ8回開催
- ・名古屋市立名北小学校トワイライトルームを視察（元年度）

2. 児童の放課後のある方に関する提言(令和元年6月提言書抜粋)

- ・ 放課後が児童にとってより有意義なものになるためには、児童の自主性・主体性が尊重され、自己決定力が育成される環境が確保されるべきである。そのために、様々な放課後の過ごし方の中から、児童が自ら選択できる環境を確保することが重要である。
- ・ 途切れなく子育て支援策を行うためには、将来の市の財政や少子高齢化などの社会情勢に対応できる持続可能な施策を行うべきである。
- ・ 企業内保育所のような預かり施設を設置することや、子育て中の従業員の定時帰宅制度を実施することなどの働きかけを企業に対して行うことも検討すべきである。
- ・ ボランティアの発掘、育成を行い、児童クラブ支援員や学校教員の負担軽減を図ることが必要である。また、行政がマッチングに参加すれば、より有効に機能すると考えられる。
- ・ 新・放課後子ども総合プランの実施は、人員や場所の確保について行政、学校、保護者、地域などの関係者が十分に協議を行い、負担が偏在しないようにすべきである。
- ・ 女性の社会進出の進展や保護者ニーズなどを考慮して預かり時間を延長する場合でも、早期に帰宅して差し支えない児童は早期に帰宅させる仕組みとして、必要に応じた利用となるようにすべきである。
- ・ 児童クラブ保護者負担金については、受益者負担の原則の下、利用時間などに応じた金額とすることが望ましい。また、多子減免の創設など、少子化対策としての取り組みも必要である。

3. 小牧市の放課後子ども教室と児童クラブの状況（2.4.1 現在）

名称	児童クラブ	放課後子ども教室
所管省庁	厚生労働省	文部科学省
目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	放課後に市内の各小学校の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けるとともに、地域住民等の協力を得て、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う
対象学年	1～6年生	実施箇所により異なる（1～6年生、4～6年生など）
活動日	月～金 授業終了後～18：30 土 8：30～18：00	実施箇所により異なる 月2～3回、年平均20回程度（木曜日等に実施） 15：00～16：30
学校の長期休業中の実施	あり	なし
従事者数	所長 16人 指導員 25人 支援員 115人	安全管理指導員 137人 (大半の学校は、学校地域コーディネーターが統括)
登録者数	2,254人	279人（2年度2学期） 619人（元年度）
利用料金	5,000円／月（要件により2,500円となる場合や免除となる場合あり） おやつ代（おやつを出しているクラブに限り、実費相当額）	傷害保険料として年800円 教材費として実費相当額
主な活動内容	・本読みや自習の時間 ・外遊びの時間 ・DVDを見る時間 ・自由な時間（カードゲームで遊ぶ等） ※学校長期休業中には、ボランティアによる屋外観察、工作活動等も実施	・工作 ・クッキング ・読書 ・読み聞かせ ・ゲーム ・外部講師による講座 他
現状と課題	・申込者は原則全て受入れしているが、保育室面積から算定した定員以上の申込があった場合は待機となる ・一部の児童クラブでは施設が狭隘化している ・所長、指導員は、令和2年度に待遇改善を実施 ・配慮が必要な児童の増加	・従事者、後継者不足 ・開催回数は週1回が限度 ・希望者全員を受け入れできない学校がある（抽選） ・小学校の英語の必修化により、一部の学校で令和2年度より開催日時等が変更となる ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため1学期は実施していない

4. 小牧市放課後子ども総合プランの姿

令和元年度から令和2年度の小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会（以下「委員会」という。）における検討の結果、小牧市における放課後子ども総合プランの姿を以下のようにまとめます。

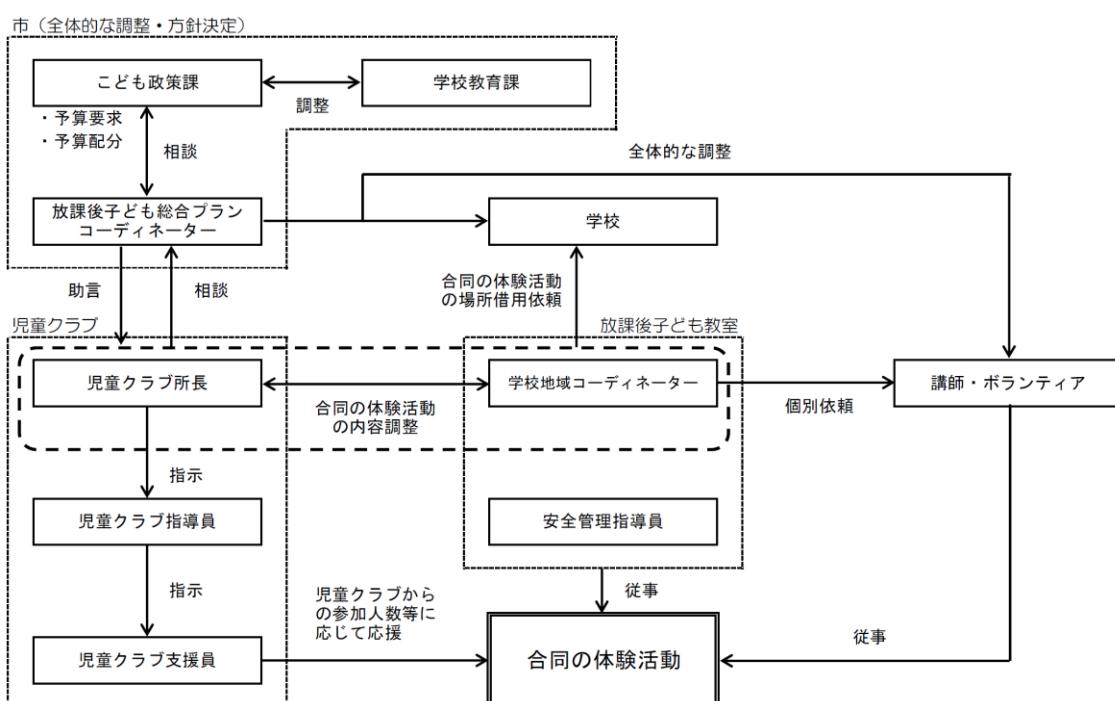
① 基本的な考え方

現在の放課後子ども教室の活動日の一部を児童クラブと合同で体験活動を行う日とし、かつ年に1回程度、本格的な体験活動を放課後子ども総合プランに参加する児童に提供することで、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる環境を整備する。

② 従事者

放課後子ども総合プランの着実な実施のためには、関係機関との調整、及び各地区からの様々な相談に応じ、的確に助言を行うコーディネーター的な人材を市に配置することが不可欠と考える。

【体制図】



③ 活動場所

原則として、現在の児童クラブ、放課後子ども教室の活動場所にて実施するが、不足する場合は事前に学校と協議のうえ、場所を借用する。

なお、場所の選定にあたっては、児童の動線や学校との施設管理上の分担についても協議が行われるべきである。

④ 費用

児童クラブを主として利用する児童については、令和3年度から実施される保護者負担金見直し後の金額とする。

放課後子ども教室を主として利用する児童については、現在と同様、傷害保険料として年額800円、材料費として実費相当額を徴収する。

なお、合同の体験活動に必要となる消耗品費等については、当面の間、実費徴収ではなく市費負担とする。

⑤ 利用定員

放課後子ども教室の受入可能定員を考慮し、受入上限人数を決定する。なお、活動内容によっては多人数で実施できる内容（主に鑑賞）もあるため、活動内容毎で決定する。

⑥ モデル事業について

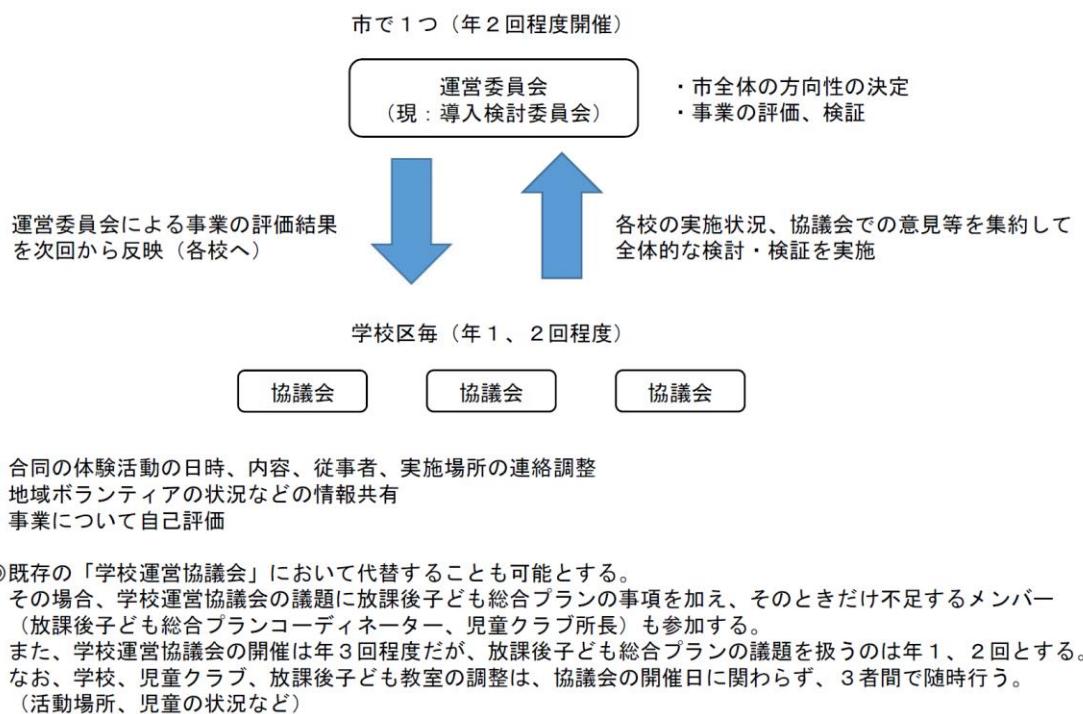
委員会での検討において、放課後子ども教室の従事者不足等、放課後子ども総合プラン実施における課題が複数挙げられている。市内全域での一斉導入は困難であると考えられるため、令和3年度はモデル校でモデル事業を実施し、その評価・検証を踏まえて令和4年度以降の事業計画を検討すべきと考える。

5. 実施体制について

小牧市放課後子ども総合プランの実施にあたっては、国が示す運営委員会及び協議会を効果的に運営し、評価・検証を行うことが必要と考えられます。

運営委員会等の設置については、関係者への業務負担となることも踏まえ、既存の組織の有効活用を視野に入れながら、以下のように実施されることが望ましいと考えます。

【実施体制図】



6. モデル事業について

モデル事業は、令和4年度以降の事業の方向性を検討するうえで重要な役割を担うと考えられるため、以下のように進捗を図られるべきと考えます。

段階 1

モデル事業を実施した結果に対して、各モデル校で自己評価を行い、課題を洗い出す。（協議会で検討することも考えられる。）

また、モデル事業の参加者にアンケート調査を行い、その結果を評価結果に加える。

段階 2

市及び運営委員会は、モデル校からの報告を受け、全体的な評価・検証を行う。

その後、モデル校は以下の段階3を実施する。また、モデル校以外の導入校は、地域や従事者の状況等を考慮して市で選定し、令和4年度以降、隨時導入を進める。

なお、全体的な評価・検証の結果、事業の方向性を大きく変更する必要があると認められる場合は、市はモデル校と密に協議を行い、速やかに事業の再設計を進める。

段階 3

令和3年度のモデル校は、モデル事業の自己評価で得られた結果及び運営委員会等からの答申を踏まえ、令和4年度の事業内容の検討を進める。以降各年度、協議会等での事業評価・見直しを繰り返す。

- ◎ 放課後子ども総合プランの展開にあたっては、制度上の課題の解決のほか、地域のニーズ・意向を十分に踏まえ、かつ他の放課後関連施策との関係性を整理して実施されるべきである。

7. 引き続いて検討されるべき意見

委員会での検討においては、様々な意見が各委員から出されました。

今後の事業展開において、引き続いて考慮すべき内容を以下にまとめます。

- ① 児童クラブと放課後子ども教室は成り立ちが別であり、今までではそれぞれ運営されてきたため一体化することは難しいと考えられるが、逆に言うと、違う故に新しい考え方が出てくることも期待できる。学校と地域の間を調整する立場として学校から推薦を受けている学校地域コーディネーターが放課後子ども教室に従事しているという強みを生かしつつ、児童向けの資源の活用、関係者同士の連携を深めることで、放課後の児童をただ預かるのではなく、成長に寄与することを協力して進めていくという観点を持つこと。
- ② 同じ小牧市内でも、例えば名鉄沿線は児童がとても多いが、離れるとなくなり、地域差が大きくなっている。人が集まるところとそうでないところでは、同じ事業を行おうとしても向き・不向きが当然生じることを考慮すること。
- ③ 本委員会での意見が、委員でない関係者全体にも共有されること。
- ④ 様々な講座を行っており、ノウハウがある児童館との連携を図ること。
- ⑤ 定員の都合等で活動に参加できなかった児童が、参加できた児童が工作活動で作ったものを見てうらやましいと思うことはあると思うが、自分が大人になったときに、その体験が生きてきて何かにつながると思う。公平性が保たれないと全員参加できないものは非とするのか、参加できない子にフォローしながら工夫して一部でも行うこととするのかそれぞれの考え方があると思うが、今後検討を進める中でこのような視点も持つこと。

- ⑥ 児童にとって放課後は、自主性・主体性が尊重される場であることが必要であり、児童が自ら選択したり、創意工夫しながら参加できるような活動等についても検討すべきであること。
- ⑦ 従事者の確保策の一環として、市単位での人材の管理、大学や企業との連携を検討すること。
- ⑧ ボランティアの確保策として、社会福祉協議会ボランティアセンター、市民交流テラスなどの登録ボランティアとのマッチングを行うほか、地域協議会や関係団体との連携も含めて様々な方策を実践すること。
- ⑨ 児童クラブの従事者は市の職員、放課後子ども教室の従事者はボランティアという立場の違いがある。放課後子ども総合プランの実施にあたっては、双方の立場の違いを踏まえたうえで十分に情報交換できる場を設けるべきであること。
- ⑩ 今後導入校が増加するに伴い、放課後子ども総合プランコーディネーターも必要な人員数が確保されるべきであること。
- ⑪ 例えば夏休みに学校の図書室が借用できれば、場所の確保のみならず本が好きな児童にとってよい活動場所となる。こども未来部と教育委員会が連携して取り組み、放課後子ども教室と児童クラブの一体化の運営の機運を高めれば、関連する調整も実施しやすくなると思われること。